

広島県告示第六百八十二号

次の医療機関の開設者から、救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条の規定による救急業務に関し協力する旨の申出があったので、救急医療機関として認定した。

平成二十六年十月三十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名 称	所 在 地	効力を有する期限	備 考
医療法人社団おると 会浜脇整形外科病院	広島市中区大手町四丁目 六番六号	平成二九年一〇月二九日	更新
医療法人長久堂 野村病院	広島市安佐北区可部南四 丁目一七番三〇号	平成二九年一〇月二九日	更新